

大正二年二月十一日
第三種郵便物認可
(毎月曜日發行)

上海

No. 35. "THE SHANGHAI."

大正二年
十月六日
第三十五號

滬上小言

五國借款論

先般來ロイテル電報並に東亞ロイド着伯林電報は屢五國借款の性質を變更すべき必要を報道し來りしが、殊にロンドンタイムスは其の説を論じ、於て其の必要を論じたる等の事あり、今や事の實際に於て該借款に干し其の性質の變更をなし政治上の借款となす事、並に實業上の借款に於ては各國共自由之を支那の各地に於て契約し得る事となり、此の如くにして在來支那に於けるあらゆる借款を拘束せし、五國借款團は單に政治上の借款に對してのみ拘束するを得る事となりしなり。

事の消息は本年九月二十七日北京に在る各國銀行團は各其の本國の銀行團より英國公使館に翌二十八日英國外務省より此の問題に干し命令を受けたるなりと云ふ、日本も同様な事なりし事は疑なきべしか、それは兎も角として、所謂消息とは如何と云ふに在來三國、四國若しくは五國の銀行が約束し居たる一切の契約を破棄し、今後は五國銀行團は單に支那の國家に對し行政上の目的にてなす借款のみ

について共同し、その他の借款に關しては鐵道なり、興業なりその外の目的を以てするにつき右五箇國の國民は之を引受くるの自由を有する事となるなり。

而して北京に在る、ロンドン、タイムスの通信員フレイザー氏は去る九月廿九日北京より打電して此事に關し報道して曰はく、支那人は五國銀行團の關係各國が其の支那に對する財政上の政策に變更をなせるを悦び、且つ其の茲に至れるは支那人が白耳義との借款契約をなし、又た澳大利、獨逸及び日本とも危險なる取引をなせる、爲め五國借款團に在る約束を破壞し得たりと云ふ成功を語り居り、而して彼等は思へく五國の國民が支那に於ける借款について互に競争するの結果は借款の條件が漸く在來の如き不利なるものより變じて容易なる條件に變更すべしと、うれし或は然らん然れども支那の政府は今日既に明白に破産の狀態に在り、故に主要なる強國は支那に資金するに際し、支那の領土の保全を繼續せん事を希望し居ると同時に支那の財政上の基礎頗る薄弱なるに見て、出來るだけ注意を拂ひ其の資本家に相當に警告する所あるに相違なかるべし。

右の次第故支那の政事家連中は支那をして借款をなさしめ、財政上の困難を倍加へんとするを欲するも、事の實際に於ては到底支那に有害なる借款をなし得べしと思はれる也。

英國のみについて云へば此の政策の變更は殆んど何等の利益あらざるべし、蓋し英國は英國人の計劃を何處迄も助長せしむるが如く、英國現任外相サ、エドワード、グレイは依然として英國の商業上の代表者に對し用心深き財政上の放資をなす事を必要なりとして之を拘束すべければなり、此の如くにして英國より寛大なる國の資本家は英國の資本家と

競争し、勝利を得て多くの利権を獲得すべし、此の如くにして、若し眞に英國の利益を確實に保護せんと思ふれば、更に其の政策を變更するの必要あるなり。

今日露國と日本とは蒙古滿洲に優勢にして、日本の福建に於ける、獨逸の山東に於ける佛國の雲南に於ける勢力は英國の承認する所なるが、さて、英國は此等の勢力國內に於て何等の勢力を加ふるを勉めざる間に他の各國人は支那の他の地方に於ては英國と均等に競争し得る今日の狀態は英國自から自國に不利を齎らしつゝある也、現今の財政上放資の状況より見れば又復た列國は支那に於て各所謂勢力範圍的政策を實現せしむるの傾向ありと北京に於ては信せられ居り、

右は即ちフレイザー君打電の大意なり我等はなほ當地漢字及び英字新聞の論調を別項に譯載し置きたる故之は別項にゆづり我等の所見を述べれば即ち此の五國借款の性質變更の結果は到底支那をして倍其の財政の上に於て其の信用の程度を下落せしめ、列強が支那の財政に更に多くの監督をなすの要を生ずるの時期を早めしむる者なりとなすものなり。

今更らに之に干して論評せん抑も此の五國借款なるものは、積弱なる支那を積弱なる狀態より救助せんとするに外ならず、而して支那の財政の基礎を確立せしむる事の本來の目的にして、今日迄既に支那は五國銀行團より借款をなし來りし次第なるが、これによりて國家改造費以外の借款迄も拘束せられ爲めに各地に於ける興業の他の事業を遂行せんが爲めに要する借款をなし得ざるは支那に不利なることとて今之を改め、各國をして自由に此の種の借款をなさしめんとするものなりとて、果して各地に於てなす借款が中央政府の財政に何の影響する所なきか如何、その担保が國家の借

● 資本金 四千八百萬圓
(內拂込參千萬圓)

● 積立金 壹千八百五拾五萬圓

● 當座預金 年貳分

● 定期預金 三箇月年二分
六箇月年三分
十二箇月年四分

● 小口當座預金 月三厘

● 右小口當座預金ハ最初墨銀五弗以上次ヨリハ一弗以上御預リ可申候
但シ利息ハ預リタル月ト拂戻月ト並ニ五弗未満ノ殘高ニハ之ヲ付セズ

● 橫濱正金銀行
營業部(二七四)
輸入部(三〇〇七)
支配人席(三〇〇三)

● 本支店及出張所

臺北、臺中、臺南、基隆、嘉義、打狗、宜蘭、淡水、新竹、阿猴、花蓮港、澎湖、東京、大阪、神戶、香港、廣東、汕頭、廈門、福州、九江、新嘉坡
其他各所ニ取引先アリ

● 臺灣銀行
上海黃浦灘路第拾六號

支配人 江崎真澄
營業部(二二六五)
電話 支配人席(二三三)

● 諸事精々御便宜相圖可申、御用ノ御方ハ支配人席へ御電話被成下度候

款の担保と抵觸するなきが如何、各地に於ける此等の借款が自由に行はるゝ爲め、各地に於て續々不謹慎なる借款行はれ、其の用途が正當に用ひられず、將來中央政府に迷惑をかけるを得るや如何、此等の諸疑問は決して明白に保證せられて、其の有益無害なるべきを斷言し能はざる也、即ち知るべし、此等の借款は決して支那の財政上有利なるものとのみ見る能はざる也、我等は支那の財政が根本的に改革せられ、鞏固なる基礎の上に確定せらるゝ迄は此等の借款は大に危険なるものと認める能はざる也、

支那の財政は出来る丈速かに救はざるべからざる、否れば支那は破産すべし、破産の上は清算人を要すべく列強中支那の國家に財政上の干渉あるものは即ち清算人たるべき也、然れども清算人を置く迄に至る前に於て支那は自から列強に對し、財政整理を依頼し、恰かも海關なり、郵政官が外國人の監視の下に在る如くにして十分整理の出來し上、それ迄にこの方々仕事を引受け得る人物の養成をなし、之れが成績を擧げる事目下に於て最も大切な問題たるを失はざる也、

又た各國が自由に支那の各地に於て競争して利權を獲得し、借款を契約するに於ては支那の政府は十分に公平に各國を取扱ふ事必要にして二國をして此等利權の獲得に於て事ならしむるは支那として外交上幾多の困難を生ぜしむるものなり、我等は今日に於て既に英國の提議に基き、各地に於て自由借款を許す事となし、以上、我が日本も亦た除外せられず、此の借款に於て他の各國と同様の分け前を得る事の必要を認むるもの也、たゞし、支那の財政の基礎を危殆に陥らしむるが如き借款をなすものあらば之に對し出来る丈之を阻止する方法を採る事の必要を主張する事肝要なり

我等は支那の財政の基礎を確立せしめ、地方の産業の發達を希望するものなり、支那がよく財政上の獨立をなし、自國の産業を以てよく其の富を増加し得る事を希望するもの也、而して五國借款が支那を救助せんことを希望するもの也、而して各地に於ける借款が自由に行はるゝ上に於て列強は均等に之を負担し得べし、二國の爲めに斷斷せられざるを希望するもの也、

所謂勢力範圍論を試みたり、我等は勢力範圍論の過去に於て無用の長物たりしを見るもの、今に於て再び復活せしむべきにあらずるを云はんことを欲す、揚子江各地は曾て英國が勢力範圍内なりとなせるもの也、しかも既に此の事は事實に於て一日一日と否定せられつつあるの今日之を復活せしめんとするが如きは我等の取るべき所也、事苟も英國人の常套語たる「フエニア・ブレ」の上に於て行はれんか之を列國の自由競争に任せざる可なり、問題は露國の蒙古に於ける、日本の滿蒙に於ける性質を異にし居る揚子江流域に於ては自由競争を以て自然の法則となすもの也、殊に矧や、彼等列強は常に滿蒙各地に於てすら機會均等主義を要求し、日本は已に之を認め居るの事實あるに於てをや

に亡命し、各種の借款又成らんとして衰の威望は日に加はり復た彼が施設を妨碍する者無し、茲に於て彼れは部下をして大總統選舉の意に於て之を鼓吹せしめ九月に入りて憲法起草委員會及び議會を總進して大總統選舉法の規定を急がしめつゝありしが、該選舉法六個條は幾多の曲折を経て去る三十日より本月二日に互る會議に於て漸く次の如く第二讀會を通過したり

第一條 完全な公權を享有し滿四十歳以上にして滿十年間國內居住する中華民國人民は大總統に選舉するに事を得

第二條 大總統は國民議會の議上より組織せられたる總統選舉會より選舉す

總統選舉會は選舉人總數三分の二以上出席し無記名投票を行ひ投票人の總數四分の三以上の得票者を當選者とし、二回投票を行ひて當選者を得ざる時は高點者二名の決選投票を行ひ得點が投票者總數の半數を過ぐる者を當選す

第三條 大總統の任期は五ヶ年とし再選せらるゝ時は一回重任する事を得

大總統滿期前三箇月に選舉會は自ら召集し選舉會を組織し次任の大總統に選舉す

第四條 大總統職務の際には左の宣誓を爲すべし余は至誠を以て憲法を恪守し大總統の職務を執行すべしと誓ふ

第五條 大總統に缺位を生じたる時は副總統代つて總統、爲其の期滿後後副總統に選舉す

大總統に事故ありて職務を執る事能はざる時は副總統代理し副總統同時に缺位を生じし時は國務院より其の職務を行ふ

會議は三箇月内に召集し選舉會を組織し次任の大總統を選舉す、次任大總統が期限限り就任する事能はざる時、雖も前任の大總統は解職し其の職務は國務院に於て之を行ふ

第六條 副總統の選舉は大總統選舉の規定に依り大總統の選舉と同時に之を行ふ

副總統に缺位を生じたる時は前項の選舉法に依り選舉す

附則 大總統の職權は憲法制定以前に在りては暫らく臨時約法に臨時大總統に關する規定に依る、右は九月十九日憲法起草委員會より議會提出したる原案を修正し各政黨の意見殆ど一致したる者なるが其の最も議論の中心となるは選舉人員の規定、大總統の任期と重任の可否及び副總統の設置問題に於て、大總統の任期と重任の可否に就て憲法起草委員會に在りては佛國の七年制(最長)を提議し、サンサルヴァドルの二年制(最短)を提議し、重なる可否を議し遂に米國の四年制、墨國の重任不制限等に就き研究の結果次の理由の下に原案の六年制を主張したり

墨國大總統の弊を考ふるに總の重任が禍亂の因を爲せるが如し故に我國は墨國の現案に依り大總統の重任に就ては制限を附せざる可からず、重任する事を得れば總統交代の際に政界に起る弊害多し、若し任期無制限に過ぎれば總統に夫人を得ず國人の健康を害せざるを重んずるも是定期間に達せざるを以て之を以て之を以て之を以て其流弊は必ず職權を濫すべし是れ故に重任制を採らざる所以なり故に總統の任期も中庸を採り六年とせざる可なり云々

次に副總統の設置 權問題に就き該委員會は原案第五條には大總統の缺位の場合或は精神喪失して職務を採る事能はざる時は副總統を以て之を代理し同時に議會を召集し三箇月内に選舉會を組織し次任の大總統を選舉すとあるを更に説明し曰く

「副總統問題に就ては設置派と不設置派の二派あり、設置派の理由とする所は「總統は死亡せる或は廢職し國務院より之を代理すれば恐しく十分の信任を得る事能はざる、非常の禍を招き、之の際副總統を以て維持すれば其功あらん」云々而して不設置派は反對して曰く

「若し副總統を設ければ非常の出入り際、大總統選舉に失敗して副總統に當選せば總統と副總統との間には是非を辨別し權利義務の端を啓き禍亂を起すべし」云々

設置派は曰く「國中に人才缺乏し、總統を爲る資格ある者幾人も無し故に副總統を設け其の資格を積み元來の威望を以て天下の信仰を取れば政を執るに於て利する所少ならず、民國成立以來、副總統大總統を順つて中央政府を掌握したる効は顯然なり」と勉めて副總統設置を主張し遂に其の設置を規定するに至るなり云々

上海出帆(漢口行)

每週月夜半浦東棧橋ヨリ發

每週土夜半郵船棧橋ヨリ發

電話輸出宿直 四七五

輸入庶務 一三四九

船客 三二五六

上海支店

電話浦東棧橋四七四

監督 一八七四

內河 一〇八七

漢口宜昌線 一週二回

漢口湘潭線 一週一回

漢口常德線 一週一回

九江南昌線 一週二回

本店

東京市銀座通二丁目

七番地

大倉益昌碼頭(浦東)事務所

(電話三〇七九)

上海九江路第拾七號

大倉組上海支店

電話輸出 二八〇六

輸入 二八〇六

會計 三〇一四

支店長室

支店及出張所

大阪横濱 橫須賀

神戸 吳 門司 佐世保 舞鶴 沼津 京橋 臺北 臺中 打狗 天津 漢口 上海 大連 北京 倫敦 紐育 漢堡 瀋州

之れ實に憲法起草委員會に於ける大總統選舉法案規定の曲折なり、而して此の案一度議會に提出せられ各黨の討議なるや茲に利害關係より所謂官民兩黨の論争となり此の間又袁政府の機に乗じて自己に不利なる個處を消滅せしめんとするありて本問題に異常の糾葛を呈したり

▲各黨の主張と論争點 大總統選舉法の如何は關係する事重大なるものあれば其處に政界の紛争を惹起するは勢の免れざる所況や狡猾袁世凱の如きが盛に暗中に操縦の糸を弄し居れるに於てをや

袁世凱は今回は是非其大總統に當選せざる可らず之れ彼れが既往に於て惡虐無道を敢て自己に不利なる者を除かんとせる所以とす、故に總統選舉の議起るや部下の徒をして自己に都合よく選舉法を制せしめんとして萬遺漏なき準備を爲さしめつゝあり、而して選舉法中に於て最も彼に都合惡しきは次の各項とす

(一) 選舉出席人數及當選數と決選兩數

(二) 總統の任期と重任の可否

(三) 副總統の設置と權限問題

是なり、故に彼は憲法起草委員會の選舉法案三十三號時事雜誌參照に選舉人總數四分の三以上の出席者ありて投票人總數三分の二以上の要する項と、總統任期の六年にして重任を得ざる事の規定あるを御用黨をして之れが訂正に力を致さしめたり、左に各政黨の本問題に對する主張と態度を示せば

▲進歩黨 本黨は原案は是れ袁の御用黨なり、其の主張の如き亦知るべきのみ即ち選舉人數に干しては原案の四分の三と云ふを三分の二に改め得票數の三分の二を四分の三に改め總統の任期に就ては原案の六年を贅し重任問題は之を得べしと爲し副總統問題に就ては總統の缺位中副總統代理を繼位するに改め副總統の設置を主張せり

近時勢昔日の盛容なきも依然敗殘の餘を縋めて頑強に抵抗しつゝあり、即ち本黨は原案の維持を主張せし各黨の反對甚し其の主張を貫く事能はず總統の任期問題に就ては主張數變したり即ち初め原案の六年を五年とし六年に贅し更に七年に改め何れも再任を認めざるも任期四年としれば再任を認めざるも五年に改め再任一回を得させしが遂に去る二十七日各黨代表者の協議會に於て各黨と略ぼ歩調を一にするに至れり、副總統問題に就ては進歩黨と同一なり

▲國民黨 本黨は進歩黨より分離し寧ろ國民黨に接近す然れども選舉人員に就ては進歩黨と同一主張にして決選を定むる時は得票の過半数者を當選者とする國民黨と主張を同じくす、而して任期と再任問題に就ては始め四年とし後五年に改め一回再任する事を主張す副總統問題に就ては前記二黨と同一なり

▲政友會 國民黨の分派なれども官僚に近し故に進歩黨と同じく選舉人員は三分の二とし決選を定むる際は比較的多數の得票者を當選者とする、而して任期問題に就ては共和黨と同一主張なり、若し夫れ副總統問題に就ては未だ黨議なきも進歩黨と同一主張に在るが如し

▲共和黨 本黨は進歩黨より分離し寧ろ國民黨に接近す然れども選舉人員に就ては進歩黨と同一主張にして決選を定むる時は得票の過半数者を當選者とする國民黨と主張を同じくす、而して任期と再任問題に就ては始め四年とし後五年に改め一回再任する事を主張す副總統問題に就ては前記二黨と同一なり

▲公民黨 梁士詒を領袖とする最近成立の純御用黨なり、隨つて其の主張の如き常に袁の利益を圖るに汲みたるが如し故に選舉人員に干しては未だ原案に反對し決選案説を主張したり、出席人員三分の二、四分の三の得票者を當選者とする任期と再任問題に至りては原案の六年に贅し再任を認め御用風を見せたり、副總統問題は一定の黨議なし

▲憲政公會 本黨は蒙古王公と國民黨脫黨分子より成り選舉人員に就ては黨議なし任期問題は十年として再任を認めざるも共和黨説に賛成したり、副總統問題は進歩、共和の二黨と同一歩調に在り

▲唾棄すべき北京總商會 當國政治問題の起る毎に我等の常に不快の感を感じざるは北京總商會が其の經濟界の關係を寄與せしその範圍を超越して政界の事件に容喙する事なり即ち今次昌黎事件の起るや彼等は例の狂吼の態度に出で次で大總統選舉問題の議せらるゝや、又出頭して袁世凱の擁護に勉むるに汲みたる如きを、彼等は曰く總統の期限を十年とし、六年は短かき若し之に反對する者あらは軍警を聯合してその主張を貫徹すべし、何ぞ言辭の横暴なる實に唾棄すべし、之れ本と袁の指使出つと雖も此の如き風潮を長せしむるは支那の爲め斷じて採らざる所故に敢て之を叱り置くもなり

▲憲政公會 本黨は蒙古王公と國民黨脫黨分子より成り選舉人員に就ては黨議なし任期問題は十年として再任を認めざるも共和黨説に賛成したり、副總統問題は進歩、共和の二黨と同一歩調に在り

▲唾棄すべき北京總商會 當國政治問題の起る毎に我等の常に不快の感を感じざるは北京總商會が其の經濟界の關係を寄與せしその範圍を超越して政界の事件に容喙する事なり即ち今次昌黎事件の起るや彼等は例の狂吼の態度に出で次で大總統選舉問題の議せらるゝや、又出頭して袁世凱の擁護に勉むるに汲みたる如きを、彼等は曰く總統の期限を十年とし、六年は短かき若し之に反對する者あらは軍警を聯合してその主張を貫徹すべし、何ぞ言辭の横暴なる實に唾棄すべし、之れ本と袁の指使出つと雖も此の如き風潮を長せしむるは支那の爲め斷じて採らざる所故に敢て之を叱り置くもなり

黨議なし任期問題は十年として再任を認めざるも共和黨説に賛成したり、副總統問題は進歩、共和の二黨と同一歩調に在り

▲憲政公會 本黨は蒙古王公と國民黨脫黨分子より成り選舉人員に就ては黨議なし任期問題は十年として再任を認めざるも共和黨説に賛成したり、副總統問題は進歩、共和の二黨と同一歩調に在り

▲唾棄すべき北京總商會 當國政治問題の起る毎に我等の常に不快の感を感じざるは北京總商會が其の經濟界の關係を寄與せしその範圍を超越して政界の事件に容喙する事なり即ち今次昌黎事件の起るや彼等は例の狂吼の態度に出で次で大總統選舉問題の議せらるゝや、又出頭して袁世凱の擁護に勉むるに汲みたる如きを、彼等は曰く總統の期限を十年とし、六年は短かき若し之に反對する者あらは軍警を聯合してその主張を貫徹すべし、何ぞ言辭の横暴なる實に唾棄すべし、之れ本と袁の指使出つと雖も此の如き風潮を長せしむるは支那の爲め斷じて採らざる所故に敢て之を叱り置くもなり

▲憲政公會 本黨は蒙古王公と國民黨脫黨分子より成り選舉人員に就ては黨議なし任期問題は十年として再任を認めざるも共和黨説に賛成したり、副總統問題は進歩、共和の二黨と同一歩調に在り

▲唾棄すべき北京總商會 當國政治問題の起る毎に我等の常に不快の感を感じざるは北京總商會が其の經濟界の關係を寄與せしその範圍を超越して政界の事件に容喙する事なり即ち今次昌黎事件の起るや彼等は例の狂吼の態度に出で次で大總統選舉問題の議せらるゝや、又出頭して袁世凱の擁護に勉むるに汲みたる如きを、彼等は曰く總統の期限を十年とし、六年は短かき若し之に反對する者あらは軍警を聯合してその主張を貫徹すべし、何ぞ言辭の横暴なる實に唾棄すべし、之れ本と袁の指使出つと雖も此の如き風潮を長せしむるは支那の爲め斷じて採らざる所故に敢て之を叱り置くもなり

▲憲政公會 本黨は蒙古王公と國民黨脫黨分子より成り選舉人員に就ては黨議なし任期問題は十年として再任を認めざるも共和黨説に賛成したり、副總統問題は進歩、共和の二黨と同一歩調に在り

▲唾棄すべき北京總商會 當國政治問題の起る毎に我等の常に不快の感を感じざるは北京總商會が其の經濟界の關係を寄與せしその範圍を超越して政界の事件に容喙する事なり即ち今次昌黎事件の起るや彼等は例の狂吼の態度に出で次で大總統選舉問題の議せらるゝや、又出頭して袁世凱の擁護に勉むるに汲みたる如きを、彼等は曰く總統の期限を十年とし、六年は短かき若し之に反對する者あらは軍警を聯合してその主張を貫徹すべし、何ぞ言辭の横暴なる實に唾棄すべし、之れ本と袁の指使出つと雖も此の如き風潮を長せしむるは支那の爲め斷じて採らざる所故に敢て之を叱り置くもなり

▲憲政公會 本黨は蒙古王公と國民黨脫黨分子より成り選舉人員に就ては黨議なし任期問題は十年として再任を認めざるも共和黨説に賛成したり、副總統問題は進歩、共和の二黨と同一歩調に在り

▲唾棄すべき北京總商會 當國政治問題の起る毎に我等の常に不快の感を感じざるは北京總商會が其の經濟界の關係を寄與せしその範圍を超越して政界の事件に容喙する事なり即ち今次昌黎事件の起るや彼等は例の狂吼の態度に出で次で大總統選舉問題の議せらるゝや、又出頭して袁世凱の擁護に勉むるに汲みたる如きを、彼等は曰く總統の期限を十年とし、六年は短かき若し之に反對する者あらは軍警を聯合してその主張を貫徹すべし、何ぞ言辭の横暴なる實に唾棄すべし、之れ本と袁の指使出つと雖も此の如き風潮を長せしむるは支那の爲め斷じて採らざる所故に敢て之を叱り置くもなり

錄々

▲支那の新聞を讀むと敷衍々々よく書いてある、支那人と話をすると矢張り此の言葉を使つて居る、本來言葉は人間が必要なり意識した時始めて使ふものだ、支那人の國民性の弊を遺憾なく發揮したものが即ち此の敷衍である、袁世凱は支那人中其の國民性を最もよく代表した人物だ、だからその敷衍に長じて居るのは無理もない、抑も袁の一舉一動は盡く敷衍を以て終始して居る此事は敢て過去の事は兎も角も、最近の例で云へば袁の張勳に對するやり方を見れば明白である、曾て李烈鈞が江西都督だつた時袁は彼れを眼中の釘として専ら敷衍したものだ、今度も袁は張勳に同様に敷衍して居る江西では汪瑞閏を民政長に任じたが彼れは李の在任中就任する事が出来なかつた、今度も又た江蘇で韓國鈞が民政長となつたが、辭職を申し出した、これのみならず、錢能訓を江蘇の查辦使に任じたのは丁度江西に王芝祥を查辦使に命じたと同様だ之も亦た袁の手段の敷衍たるを示して餘りある、斯の如く敷衍々々で終始されては所謂中華民國も其の外交や財政で何とかと云ふか云ふより稀々此の敷衍の爲めに亡國となりはすまいか、蓋し支那では萬事萬端此の敷衍が基礎となつて居る、だから此の敷衍は治道の要でないのは勿論だ、敷衍の術も手が所ない時が来るに違ひないから論語に所謂後其の内に反れと云ふたくなり、▲戰國策に「齊市に金を攫む者あり、士官鞠つて之を質せば其の人の曰はく我は只金を見て人を見ず」と答へたのである、▲自由借款が出来ると云ふので支那人は大悦びだが自由借款を以ては、今の財政總長が、財政海關の總稅務司同様外國人に任せると、氣が付かないと、金が欲しさに戰國策の文句の機になる、危い話だ、

▲支那の新聞を讀むと敷衍々々よく書いてある、支那人と話をすると矢張り此の言葉を使つて居る、本來言葉は人間が必要なり意識した時始めて使ふものだ、支那人の國民性の弊を遺憾なく發揮したものが即ち此の敷衍である、袁世凱は支那人中其の國民性を最もよく代表した人物だ、だからその敷衍に長じて居るのは無理もない、抑も袁の一舉一動は盡く敷衍を以て終始して居る此事は敢て過去の事は兎も角も、最近の例で云へば袁の張勳に對するやり方を見れば明白である、曾て李烈鈞が江西都督だつた時袁は彼れを眼中の釘として専ら敷衍したものだ、今度も袁は張勳に同様に敷衍して居る江西では汪瑞閏を民政長に任じたが彼れは李の在任中就任する事が出来なかつた、今度も又た江蘇で韓國鈞が民政長となつたが、辭職を申し出した、これのみならず、錢能訓を江蘇の查辦使に任じたのは丁度江西に王芝祥を查辦使に命じたと同様だ之も亦た袁の手段の敷衍たるを示して餘りある、斯の如く敷衍々々で終始されては所謂中華民國も其の外交や財政で何とかと云ふか云ふより稀々此の敷衍の爲めに亡國となりはすまいか、蓋し支那では萬事萬端此の敷衍が基礎となつて居る、だから此の敷衍は治道の要でないのは勿論だ、敷衍の術も手が所ない時が来るに違ひないから論語に所謂後其の内に反れと云ふたくなり、▲戰國策に「齊市に金を攫む者あり、士官鞠つて之を質せば其の人の曰はく我は只金を見て人を見ず」と答へたのである、▲自由借款が出来ると云ふので支那人は大悦びだが自由借款を以ては、今の財政總長が、財政海關の總稅務司同様外國人に任せると、氣が付かないと、金が欲しさに戰國策の文句の機になる、危い話だ、

● 湖北水泥 ● 布 ● 棉 ● 電 ● 製 ● 煤 ● 正 ● 紗 ● 花 ● 銅 ● 紙 ● 炭

五五路川海上

店支海上司公菱三

(四六九二 ● 二九一話電)

栗生洋行

經理 川岸 篠太夫

諸公債株式定期現物買賣取扱有價證券信託

華總董 朱 葆三
華經理 李 健芳
副經理 周 健吾
買辦 李 匯東

上海九江路A壹號
電話 貳〇六六
貳六六

● 去年上海貿易 (三)

の事は多年包蔵せし希望を満足せしむる事を得たり、興亡曲折の迹を思へば感懐殊に深かり、我等は望み衰世凱が此の期を以て愈々舊來の權謀的態度を改め人道を重んじ誠意誠心で以て内治外交の事を處し東亞の平安と福祉とを増進するに努めん事を、

今回は輸入について述べる所あるべし
昨年度に於ける外國品の上海に輸入せる其の價格は約二億一千萬海關兩にして、之を一昨年に比すれば約七百廿五萬海關兩だけの減少なり、此の減少の原因は色々あるべしとして、爲替の變動により價格の計算に相違を生じ實際の減少以上に減少したるが如くに數字の上に表はれ居れども實は是れ程の減少にあらざるなり
昨年度の爲替の相違は昨年々初に於て上海兩が二志五片十六分の十五なりしも漸次上騰し昨年十二月十四日に於ては志十片十六分の九に迄なりしは殊に注目すべき次第なり

▲ 重要輸入品 第一に棉布類は

昨年は存外多額に輸入し二千三百萬兩も増加せしが昨年は又一千三百萬兩以上の減少を見たり、又又實際の貨物の數量に於ても著しく減少し居れり、シャヤチンダ、シーチンダ等に於て百五十萬兩の減少を見、其他ドルルス、ジーンズ、テイクロス等にて五十萬兩以上の減少を示し黒色棉イタリヤンスの如きも廿五萬兩以上の減少を示し居れり、その他棉布類の如き革命爭亂以來支那人の嗜好は市況頗る良好にして五萬担の増加を示したり、毛織物毛織物等も百廿五萬海關兩丈の増加を見たり、殊にトウワイド

セル、及びツイスト等、に於て増加を示し居れり、之れ支那人の洋服着用をなす者の増加せる爲めなるべし、此等の商品の輸入高は二百萬碼以上に昇れり、又た金屬類は昨年の春には相當の商賣ありたり、されど下半年に於ては全然沈靜となり、而して取引商は單に實際の需要に對してのみ買入をなしたり、金融の不振と銀行の不信用は革命爭亂に伴はれて生じ、此の種の商賣に影響せる事疑を容れず、金屬類の輸入高は合計二百萬海關兩の減少を示したり、其餘及舊鐵は多少輸入高を増したるも新鐵はコップルファイアショーツ又は條鐵としても減少し五十五萬担以上の減少を見たり、錫板は約三萬担を減じたり、その他雜品については六百萬海關兩丈の増加を見たり、この内五百五十萬兩以上は棉花のみにて二十五萬担以上の増加ありし爲めなり、軍器及び彈藥類は其の輸入を増しその價格合計約二百七十五萬兩ありたり、又雜品中外國の紙卷煙草は著しく減少し二十五萬兩以上の代價約五十五萬兩丈の減少ありたり、此の減少は支那に於て製煙草工場が増加により補はれ居る次第なり、又た米國の石油も亦た一昨年に比し二千三百萬ガロン以上の減少を示し居れり、但し一昨年二千五百五十萬ガロン増加したる事已に異數なれば昨年の輸入高が平常の高なりと見做すべきもの有べし直段は多少變動多く内地に於ける蓄藏高多からず、これ蓋し中部支那各河江湖水の水量少く、支那の民船は遠隔の地に赴く能はず、石油の需要あるも供給の道に不便ありしも亦た其減少の原因なりと云ふ、金融恢復せば石油の他の雜品は將來十分増加の見込ある也、又た人造鹽は非常に進況に在り、二萬七千担の増輸入を見たり、これ白耳義の製品が獨逸の製品と比較し、頗る廉價にして市場に賣行

き好かりし爲めなり、煙草の輸入亦た、五萬兩丈増したり、保税倉庫に貨物を預け入る、事漸く多く行はれ殊に棉布類に於て然るを見たり、上海には一昨々年に僅かに九個の倉庫ありしに一昨年二十三に増したる次第なるが、昨年に於ては更に増加し三十二個の倉庫は保税倉庫として用ひられたり、年末に於ては廿八個の倉庫此の用に供せられたり、昨年中保税倉庫に預け入れられたる棉布類は一昨年の年末の五十六萬八千五百四十六反を加へたる二百十六萬八千三百三十三反の巨額に達し、此の中四十四萬反は年末に至るもなほ保税倉庫内に有りたり、此の保税品の引取りは甚だ堅實にして保税倉庫内に年末迄殘留せしもの一昨年の十二月三十一日よりも昨年の十二月三十一日の方大に減少し、これは海關報告の記述せる大要なり、されり各商團について日本品と明記しある分について他の外國品との比較數量を示し之に説明を加ふる事とすべし(未完)

時事雜錄

● 借款政策の變更

既にロンドン、タイムズが其社説欄に於て論じたるが如く五國借款の財政政策を一變するの必要は今や確證せられ北京に於ける關係銀行は二十八日本店の訓令を受け各公使も亦行政費借款の外鐵道產業の借款に關する五國の協定は全部解除せる旨訓令に接したり、事茲に至れる近因は關係五國の政府中獨立借款の後援を爲すものありて到底此協定を有効に存續せしむる能はざるが故なり歸鐵道に對する白耳義借款には多くの佛蘭西資本加入しあり而して南方に於てボリソング會社(英)の計劃せる鐵道借款は政府の適當なる後援なかりしが爲め遂に失敗に歸たり

既に借款團の協定は英國政府の政策變更と共に解除せられ同團に加入せる我國も亦從て自由なる行動を取り得る事となりたるが資本國ならざる我國は之に依て利する所果して幾何なるか、かくて開放されたる支那の將來は如何是れ大に注意すべき問題なり或は借款政策の變更を以勢力範圍主義の復活を爲すものなきに非らず、列國は必ずや爭て投資の法を講ずべく此潮流の向ふ處支那財政を以て氾濫の中に漂はざる所即ち列國の容喙を招く所とせば勢力範圍の劃定は土地を臺として行はるゝの外更に事業の上に紛糾し來らん、英人は皆之に依て投資の自由を得たりとて相慶賀せざるなし然れども支那の爲めには必ずしも賀せざるのみならず却て皆の前途を悲觀せるに似たり世人は初め借款團の組織と其支那政府に要求せる抵當の可重なるを見て私かに支那財政の信頼すべからざる現狀果して此の如きかにつき且つ疑ひ且つ驚きしが今や其組織協定の破れたればとて支那財政の信用次第に改善せるものと思ふは非なり、我國人たるもの静思熟慮此紛糾せる轉機に際して道算なからん事を要す(別項外國新聞論調參照)

● 英字新聞の見たる借款政策の變更

今回英國政府の支那借款政策變更と共に從來の五國借款團を解散し唯行政費に關する國家的借款に就てのみ從來の如く其結合を維持する事、なれるは別項已に記載せるが如し之に關し當地英字新聞の所論を見るに

▲ マキニヤリは元來列國政府が一の借款團を組織し之に與ふるに獨占權を以てするの政策を取りしは是れ支那の利益の爲めに計れるなりとて説明して曰く

東京海上保險會社

明治火災保險會社

日本火災保險會社

共同火災保險會社

東京火災保險會社

代理店

上海四川路

三井洋行

(電話一八一七)

文路第壹號

申込所 山口商店

(電話三四五九)

資本金 三百萬圓

諸積立金 貳百參拾萬圓

社會保險株式會社

上海本日本

上海英租界路口第九號

(電話一三五六番)

列國は此際支那と財政的甲斐の哥牙より救出するの必要を感じ、上海に漂着した支那を移し、差出人に入れ、更に支那の難弊を防止保護者の外へ一差出人な禁止せんと企てたり當時記者の私から聞く所によれば此政策の目的は全く支那の爲に在り、善の利益を確保せん爲の爲にして、最も善の利益は又同時に支那借款の公債所有者と對して、亦善の利益なり、なりけり、然し若くは支那にして、財政的甲斐に害せらるる如き事とせば、投置干預も亦悲慘なる運命に陥るべきなり、なり

最近の傾向に就て説いて曰く

款方針變更に基ける事明かなりと雖も英國政府をして事茲に至らしめたる所以のものは實に干係列國の普信的行爲に在りと見るの外な何とぞなれば列國政府中には（已に五國團をして支那借款を獨

マキエリは更に行政費に對して留保

明かなり云々と

▲ノース、チャイナ、デリー、ニューズ

は借款團の解散は避くべからずとなし有
望なる事業に自由に投資するを得るに至
れるは英人たるもの何人も慶賀する所な
る。由來借款團の交渉緩慢にして機宜を
制し難きは既に湖廣鐵道借款の四國團に
於て實驗せし所なりと説き而して曰く

英國の立場も云ふときは既に又大に實す。きな

五國團の一員たる露西亞は寧ろ於て特權を行使爲し此の團體に之に指し加ふる事能はざるに英國は此の如き團體の一員なり又クリスチ安の階級へられたるが如く英國は支那人に於て優越的な利害干渉をなすに拘らず却て他國と同條件の下に提携せんとす云へば蓋し反對の理窟みにては非ざるなり

さて英國資本家の活動を自由ならしめ得たる今の解散を祝し近き將來に於ける鐵道計畫は獨り北方に於けるベルジウム南方に於けるポルトガル會社の近く獲得せる利權のみに限るべからず英國人及び英國政府は宜しく自由なる活動を試むべきなりと主張し次に支那人の立場より論じ

て曰く

支那人の喜びを喩ふに物はないと云ふと雖、然れが爲め却て悲しむべき結果を來すと云ふべからず。今再び革命の紛亂を豫想せんと雖も兎も鞏固なる政體の確定する迄には幾多の變動なるものゝ認めざるを可からざるは五國借款の共同の必要とする原因は今尙依然として存在せり即ち本日の動搖を防ぎ支那の信用の回復を必要にせしめ安定せざる限り存続せざるものと見るの外なきや。來の思ひべきは吾等今尙官界の存在し頃者雖改革

の紛議を起せる如きあり且つ其の中央政府が果てよく地方の借款を制裁し得るや否やを是れ亦一個の疑問なる借款に對し將來支那の存亡に對する實際的防禦は他なしクリプス借款の見込書に於て關於其上に吹聴されたる支那の信用が次第に低落せる一事實なり。

●漢字新聞の見たる

借款政策の變更

字新聞の見たる借款政策の變更を紹介したるを更に漢字新聞の見たる借款政策の變更を掲載せし尤當地の漢字新聞は其數十紙を以て變するに對する定見なきが乃至は外に理由あるを申報時事新報、神州日報を除き今日迄他は別論評を試み居らず故に茲に此三論を紹介すべくも北京に於ける一部の新聞樂觀態度に似ず悲

英國の借款と題して日

[illegible]

權輕くして之を用ゆる易すけれ

り、各國の團體借款は實に各國の均義なるが今英國人借債の方針變じての政策も亦或は改發し各國均勢の義から破れて自田に群趨せば此支那多故意外の事なきを保し難く慮多しと云四説なり、更に同報は今後の借外題して曰く、借款政策の變更により

各省の自由借款必ず多くして政府の
禁御せざるべし蓋し政府は借款の許
るの條件ありと雖も若し政府に金を
して政府之に應ずる能はざれば政府
之を禁制する能はざればなり之
前借債を成し易からざりし所以の

は我は知る、支那の政府は決して各

省を禁制する能はざるを、各省の財政必す之によりて大に亂れん、其二是今後借債の交渉必す其他の政治問題を惹起せん、蓋し各國の自由借款を民間に聽し其約束を去れば其人民を保護せざるにあらずべし、其約束なきは債権は自然に償還し得べし、既に易すければ或は返清期の夫により或は抵當の糾葛により意思の事さなるべし政府既に其償還を統一する能はざれば債権者の衝突も亦免る能はずし、他

政府其れ之を憤まざるべけんや、各國が其人民に自由借債を聽すの策或は支那の幸福にはあらざるなきか

▲時事新報 五國團解散の感想と題して曰く 五國團解散せるを以て讀者は外貨の吸收以前に比し易く或は一時財政の急を救ふべきかと云ふも、吾人君子は然りとせず、投資は可なりと自らにして範圍廣ければ、濫授濫受の結果は、衝突を惹起し終に成らざれば猶ほは幸なる

も濫授濫受の結果は各國皆竊みて我を諷
むによりて重ねて其勢力を定めて其
縛は解散以前より酷なるを而して經
済上の分割乃ち益定まらるべく吾人は當局
者を驚めざらんと欲するも得ざるなり更
らに同報は五國國解散と中國の運命と題
して曰く今倫敦イムスの所見に多々異
議に當り特に借款問題は倍々之を發見すのみ
吾人の聞く所によれば英國の對政策漸く變動
あらば各種政策も亦に隨つて變ずべく且五國皆

散す其外矢針の變易を究せんか、タイスの所論は特に其大體と云はざるべからず英國は那が希望に副はざるを以て在來政策を放棄すべしと云ふに在るものゝ如しと書人は、時の現象は數十年に突來の經營ある政策を捨て放棄するを怪しものなり所謂政策希望に副はざることを果して何れを責むるか研究せしめれば其理由は即ち財政整理、行政改定はなり、今や支那の希望なりと雖も、其必要なる

きが鞏固の政府をして法治を實行せしめば必ずしも其希望を達せす云ふべからず特に之を操つる急に過ぎて之を期する甚だ切なるべからざるのみ英政府は必ず之を以て汲々たるは何ぞや想ふに英政府は支

星明の界 險保命生

圓萬百三千五高約契
 圓萬拾八百七金立積諸
 圓萬拾九金備準當配員社
 (在現末月二十年元正大滿末年九釐創)

千代田生命保險相互社會

店理代海上

大 倉 洋 行

(六八八二) - (六〇八)話電

本社特選良藥 廣勝德方

此の際の最も好機會なり

△我が社の組織 株式會社の如く營利目的でなく保險契約者は即ち社員にして會社の主權者なり

△我が社の利益配當 目下毎年四分の配當を爲し居り、生存中利益配當を受け而も萬一の場合は保險金を受取る事實論なり。

囑托醫醫學士 秋田康世

△我が社の濟済保險 我社の利益配當は毎年保險料より差引す、故に年一年負擔は輕減され其猶負擔に堪へ難き時は負擔保險として一時拂込を中止する事を得

△我が社の仕拂 我社の基礎は最も鞏固にして仕拂は最も速敏也、創業以來未だ曾て保險金仕拂に故障起りし事なし

△案內書は 大倉洋行に贈呈御申越

那が挽回の望みなく亦支那が自ら振作する能はざるを以て已に其關係を脱離せんと欲するべしといふス所論の如く不幸にして此路を歩かざるに至りては支那の前途は未だ知るべからざるべき此言は固より然し然しもしも憂ふに足らず要は支那人の能く自ら爲すにあるのみ、支那は刺激によりて發憤をなすあるべし、英人の論は、藥石の言にあらんと云ふべからず若し之を讀みて漠然として動かざれば支那の運命は誠に云々難きなり

▲神戶日報

五國銀行團解散の悲劇
觀と題して曰く、銀行團の我國に投資せるは政治上の目的にして經濟上の利益の爲にあらざるを知るべし、四國銀行團成立後日露復たは猶ほ勢力均衡に在り外國の論議あるも其實は無限の暗潮を在り我未だ其條件に應ぜざりしが協同して對我に及びざるを以て已に之に應ぜざるなり、則ち道を分ちて計劃せり例へば白耳義銀公司の如し其原動力は之を露國に出せり其設備をすべし乃ち銀行團に於て未だ解散せざる以前我國に投資して鐵道を建設せる之が實例なり、怪し無し君子國が之と伍するを羞ぢ然六國團より脱離せるを尙ほ五國團を以て云へば日露は世界の債權國にあらずが而かも我國に巨資を投せり疑なくんと欲するも得ざるなり是れ銀行團の解散に對し樂觀者を生ずる所以なり、然れども此解散は果て樂觀すべきものなるが將た悲觀すべきものなるが誠に言ひ難きなり要は借款の使途に在るのみ云ひ難ければ五國銀行團より借款して使用せし後單獨より借款する生産に使用して費用に便せしに在るのみ要するに我國人は五國借款團の解散に對し悲觀するも樂觀するも之を自己に求むるを自覺せば可なり

●熊内閣の將來如何

我等は本誌第三十三號を以て熊内閣の減政々策實行の一端として統計局外五局を裁撤せるに對し勁敵官僚あり之を阻撓すべく同内閣に取りて官僚黨の跋扈は

誠に厄介物なりと説く所ありしが其後の報道によれば減政々策實行は更に海關常關の監督をも併せて裁撤するところし海關稅は暫時稅務司に常關稅は國稅廳に直屬せしむる計畫なりと報じ軍備縮小に就き熊總理は二十個師團に減小すべしと主張せるに拘らず陸軍總長は四十八個師團、十旅團にすべしと反對し居れり、傳へたり、之によりて見れば若し海關監督の裁撤を實行せば失職者は之に不平を抱くべく又常關の監督に監督裁撤の實行と大に彼等が恐怖心を惹起し彼等をして故意に反叛の警戒をなさしむる憂あり若し又敢て軍備縮小を實行せば軍人跋扈の此際熊總理の到底刀向ふ限にあらずなり斯かる現象に加へて總統府中に在る所謂官僚黨は元來人材内閣、減政主義と兩立すべからざる一派にして絶へず熊内閣の舉動に注意し隙を伺ひ居るものなれば熊内閣には一層困難な場合と云はざるべからず現に公民黨の成立は全く熊内閣の推倒の魂膽なりしものゝ如く傳へらるゝにあらずや、然れども其後此減政々策の及ぼす影響を預測したる熊は内閣の崩壊を未然に防がんとして遂に裁撤預定の一たる軍政執法處を取消すことし漸く之を纏め得たるに似たり蓋し同處は袁世凱唯一の探偵機關にして又官僚黨の巢窟なれば熊總理が自己の施政方針を如何に堅持するもかかる纏綿せる政界の事情の下に在りては誠に實行不可能の羽目に陥りたりと云はざるべからず只に之のみならず熊總理の人物事物に對しての少く一部には餘り重用視せるもの少からず即ち熊は氣盛んにして言宣しき丈け實行のみにあらず熊を頼るの一例として世人は彼が奉天財政監督官たりし時の功績を云ふも當時の彼は調査書類などを作製し如何にも財政通らしく見せ掛けたる

のみにて實は机上の財政通なり云ひ換ゆれば當時の度支部を胡亂化し得たる迄のみ而かも彼は戊戌政變以來失意の境遇に在り京官を移めたることなれば經驗更らに足るべしと評せるが如き又熊の人物を窺ふに足るべし、況んや前述の如き勤敵あるに加へて上に敷衍主義を以て終始せる袁世凱を戴き居る今日に於てを第一の唐紹儀に終らざれば幸なり難難を揉んで執を生ず熊内閣の將來を揣摩して何物を生ずるか、請ふ暫らく政界の推移を待つべし

●鹽政署の組織に關する紛議

鹽務籌備處は其事務已に完成したれば早速鹽務の改良を實行すべく改めて鹽政署とせんが爲めに別に官制を編し國會に附議する答なるが、取あらずの署長を任命し責任を負担せしめざるべからずとの建言に基き袁大總統は張孤を以て鹽政處長兼稽核造報總辦總辦と爲し前の鹽務籌備處會辦蔡廷幹は稅務處會辦に轉せられたり

●張勳遂に謝罪す

北京政府は昌黎事件と南京事件を或程度迄輕殺せんとの意向ありて張勳の謝罪實行を嚴命せず種々の口實の許に遷延し來りしが我が政府の強硬なる態度と英國政府の友善的勸告に動かされ愈々二十八日所定の謝罪を實行せし此日張勳は舊制の略服を纏ひ、前清時代よりの馬車に乗り五十餘名の衛隊を從へて李相府の寓居を出れば沿道立錫の地もなく立刻列を率衆今日には愈々平和解決の日なりと私かに相祝す領事館門前には一小隊の陸隊隊整列し擬に据ら置き機關砲其他を内に入れば張將軍の禮を受くべく用意萬端整へば定刻の午前九時少し過ぎて張勳は正門に

借款團の利益を覆へすものと思考するは非なり、張孤は財政部次長なればサー、リチャードに對し却て好都合なるべし、吾人は須らく政府の行動を非難するに先て變更の結果如何を考へざるべからずと云へり
蔡廷幹は往訪のロイヤル社員に答へて曰く、今回の轉任は鹽政の爲めに干係列國の爲にも有利なり、其故は各方面の統一併合を圖り財政部の協力を完からしむるが爲なり、思ふにサー、リチャードが鹽政使の任命に反對する所以のものは統一を殺ぐと云ふに在るが如し、雖も財政部次長をサー、リチャードの同僚ならしめたる結果同氏と財政部と堅く連絡するを以て事務の進行には却て莫大なる便益あるべし、張孤は會て長蘆及兩淮の鹽務に永年の經驗ありて令名高し余等の無經驗なるの同一に論ずるべからず速べきたり張孤は鹽務に就き手配あらんが如し舊思想の人にして蔡廷幹の如く急進的改革意見を有する人にあらず外交團より何等かの抗議ありとせば恐らく此一點にあらん

日本郵船株式會社

京東本社

噸萬二十三數噸總●隻餘十八船汽有

上海出帆	歐洲行	二週一回
米國行	二週一回	
香港行	一週一回	
日本行	一週二回以上	
其他日本各港澳洲印度		
朝鮮支那等諸航路有り		
日本郵船會社		
上海支店長		
石井		
南滿洲鐵道會社		
大北汽船會社		
大北鐵道會社		
店理代		

營業種目

- 輸入
- 輸出
- 綿糸
- 綿布
- 雜貨
- 棉花
- 肥料
- 絹綿麻布



伊藤洋行



伊藤洋行

本支店

- 大阪、神戸、京都、東京、一之宮、京城、上海、漢口、馬尼刺、

●上海に於ける海産物概況 (三)

▲白耳義借款を入れん▼

乾乾、香園の如き又上等支那料理に用ゐ
めたること、市内賣として必ず賣行な
る。乾饅饅の如き高價なる品は料理店姑
樓の閑散の爲め全く賣行なかりしこと、
鹽魚の如き下等社會の副業として幾分零
要ある品は間居筋の休止により取引の方
法を失ひ且つ現銀賣なれば小口の急にて
大手合せ出來ず持荷を賣り過ぎて相場を
低落せしめ損失を招きたること等は實は
直接の損害なり而して更に間に接の影響
を考ふれば其及ぶ所勿論廣く前途亦悲觀
の外なしとは當業者一般の稱する所なり
(完)

文苑

劉聚卿求題汴學一覽題石經
鄭蘇載 孝哲

汴學經久亡。殘石定有幾。山夫記五碑。
爲數疑不止。彭文勤馮柳東楊樹雲所藏。
着錄僅周禮。汴中新出土。中庸益可喜。
薄家見四冊。猶未及丁氏。九經得其七。
三百數十紙。竟爲聚卿得。點有補見。
聚卿負俠氣。好古力尤偉。羅君叔。勸蔡刻
輒以翁孫比。此議誠大佳。我意欲稍俟。
群行陳留間。緩曳所親履。已云多遺匿。
顧夫語非是。安知開封學。石板盡盡毀。
士大常漏略。碑置可恃。及今力蒐聚。
奇秘極再啓。石齋陳碑。珍重已如彼。
得石加護持。篆刻安可擬。天驚石破事。
亦在人爲耳。卻嗟曠楊輩。風號精家體。
劉經著題名。此刻胡不爾。古人重經學。
視書特小技。用意極尊嚴。誰歟曾微指。
老夫丁世亂。視此空掩涕。兒時真隔生。
背經渴瓶水。

用哭龔樊山唱命詩韻憤而作歌

文苑

乾鮑、香菌の如き又上等支那料理に用ひ乾鮑、鱈鱠の如き高價なる品は料理店株樓の閑散の爲め全く賣行なかりしこと、鹽水の如き下等社會副菜として幾分零賣ある品は問屋筋の休止により取引の方法を失ひ且つ現銀賣なれば小口の急にて大 handshake 出來ず持荷を賣り過ぎて相場を低落せしめ損失を招きたることは實に直接の損害なり而して更に間接に悲觀を考ふれば其及ぶ所勿論廣く前途亦悲觀の外なしとは當業者一般の稱する所なり

(完)

支那政府會
著作権保護
コンテンツ

任司法次長	江庸
授陸軍中將	秦步衡、單師範
授陸軍少將	鄧漢祥
任京師高等審判廳長	林葆懌
▲司法部籌備處的撤廢	經費節減的爲め
各省司法籌備處之撤廢す	(以上九月廿三日)
任四川民政長代理	陳延傑
任督辦徐淮海一帶清鄉事宜 (以上九月廿四日)	段書雲
任中國銀行總裁	湯叔
任副總裁	項藻馨
任直隸國稅籌備處長	高凌霞
任銓叙局長	夏壽康
任臨時稽勸局長	許寶衡
任湖北民政長	饒漢祥
任督辦粵省兵工廠	劉承恩
依病職並來京を命す	唐繼堯
任雲南都督	趙繼武
任河南護軍使	劉顯世
任貴州護軍使	孟教曾
授陸軍少將	汪士元
依願免官(河南國稅廳長)	俞泰初
任河南國稅籌備處長	廣東都督の電請に
▲廣東武昌官の免職	同發亮著なるを以て陸軍少將の稱號揚
同發亮昭々上校洪麟、同李清民、同徐	維城
雁、陸軍、蔣李剛、陸軍中將林震、同郭	

支那政府命令

品質精撰

●醫療用藥品

●醫療用器械

●醫療用繃帶材料

●理化學用藥品

●工業用藥品

●玻璃藥瓶各種

●諸大家賣藥各種

●美容化粧品各種

廉價販賣

諸大醫御處方調劑處

に御座候昨日北京よりの電報と云ふを傳ひ聞くに趙秉鈞は直隸都督に馮國璋は江蘇都督で内定し馮は本日北京を出發せる

〇〇生

張勳及軍隊の謝罪は無事に相濟み申候
得共次に起るべき問題は張勳の革職問題
に御座候昨日北京よりの電報と云ふを傳
ひ聞くに趙秉鈞は直隸都督に馮國璋は江
蘇都督に内定し馮は本日北京を出發せる

去九月三十日午後上海怡和洋行に於て、當地水氣棉検査所の第二年度總會ありしが同所は一昨年十月設立せしる者に於て、會員二十二名より成り、當地の重しなる紡織業者々々加入し、其成績甚だしのり、前途益々々々、今ビアスベ氏の該總會に於ける席上演説を紹介すべし諸君當所第二年度の決算報告は本年七月三十一日迄の當所の事業の大要を示し、當所の水氣棉の除去に力めたる狀況を知るに足るべし而して支那人經營の紡績會社並に日本紡績會社が未だ當所に加入せざる事は吾人の甚だ遺憾とする所なり、而も此が爲め此の弊害を除去する事到底困難なり、而して此弊害を除去するに就ては、中央政府に申請し取扱はるるを待ちて、は今政府に申請し取扱はるるに授くるものは刑事上の犯罪として取扱はるることを要求するの要ありと信するものなり、過去の棉花期滿に於ては、報告に示す通り、検査せる棉花の水量は前年に比し、一割乃至一割五分ありて少量の増加を呈せり、諸君の知らる、如く支那人の賈買約定後水をさし、當所の検査を選るの見解を以て取てず、當所の検査に對するの害に伴ふに棉花の劣等なるものと優等なるものとを混じ、之れが爲め紡織業者々の其の品質をよく取調べざるべからざる本年二月一日以來當所の検査料は在來一

きてより少く一船の不坐を云ひしかる
で彼は愈々軍民分治を行ふに決し去る三
十日民改長韋國約て自令軍民分治を行ひ

愈々軍民分治を行ふに決し去る三

南京攻勢以來部下兵士の掠奪殺戮を規定する事能は久しく五色旗を掲げず前清の官制の舊名再興等の頑迷なる武斷的施政を爲せし江蘇都督張謇は本省兵は原より一般社會の壓斥する所となり輿論の攻撃極めて甚しく大勢亦彼れが固執を許さざる流石の彼も勉めて亂後の恢復策を講じ一方去月二十九日日本領事館に謝罪に赴きてより少し一般の行ふを去るに於て彼は愈々軍民分治の行ふに決し去る十日民政長韓國鈞に自今軍民分治を行ひ

官彥 吳人英 林貞一 孫錫寬 盧殿虎 汪厚涇
朱鶴皋 湯允中 呂國銓 劉桐 屈蟻 單毓斌

朱鶴皋	湯允中	呂國銓	劉相	屈時	單毓斌
周宗頤	侵鎮平				

政に経験ある韓の來任を歡迎し前途の施政に多大の希望を屬せるを如し、左に改選せられたる民政署の役員を公す。

▲總務處 張運開 毛瑞清 郭真基 陳敬劉 趙樹勳 許錫恩 程道 茅道植 孫承元 鄭芳 鄭東泰 樺樹泰 徐銘生 陸國春 陳壽謙 潘際災 黃以耕 程致遠 瑛伯怡 顏冠

▲民政處 金其璧 張志勳 嚴善男 梁公卿 陳忠孝 吳允中 林員一 孫錫英 盧慶虎 汪厚星 安道平 呂國鈐 劉烈 周錫 單毓斌 周宗頤 錢鎮平

電話 武壹七五番

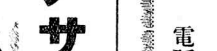
純 良 牛 乳

愛 光 社

法界呂班路三三

釀造元 大日本麥酒株式會社

代理店 三井物產會社



アサヒビール

招國自慢

支那名産
應御注文に

歐亞聯絡最捷交通線

◎急行列車ハ最新式ノ寢臺車
一等車及食堂車ヲ聯結致居候

○大連長春間急行列車

大連發 月、水曜日午後三時二十分 莫斯科行
土曜日 午後三時二十分 聖彼得堡行
長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

下リ

○滿鮮直通(釜山長春間)急行列車

釜山發 日、火、金曜日午後九時五十分
安東發 月、水、土曜日午後四時四十分
長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

○長春大連間急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時
大連着 同 午後十時二十分

上リ

○滿鮮直通(長春釜山間)急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時
奉天發 同 午後二時四十分
釜山着 火、木、土曜日午後七時五十分

◎大連發、水、土曜日及大連着、水、金曜日急行列車ハ上海航
路汽船ニ接續致候

歐亞聯	大連	間	行	程
哈爾濱	莫斯利	聖彼得堡	柏林	倫敦
二十四時間	十日間	十一日間	十二日間	十二日間半

鐵道旅館

ルテホトマヤ

大連、旅順、奉天、長春ニアリ
設備完全 食物精選
大連市外星ヶ浦ニハ海岸ほてるアリ

大連上海航路

使用船

神戶丸 九三八七六噸

兩船共船内無線電信局アリ

大連發木、土曜日正午 上海着土、月曜日午前

上海發月、水曜日午前 大連着水、金曜日午前

上海大連共ニ棧橋繋留

速力 神戶丸九十九海里航海時間三十二時間
神戶丸九十四海里航海時間四十二時間

撫順炭

大連、營口、天津、芝罘、

上海、香港、新嘉坡、彼南其他東洋諸港ニ於テ常

ニ潤澤ナル貯炭ノ準備アリ

(MANSEN)號略報電

(YAMATO)號略報電

南滿洲鐵道株式會社

町樂有區町麴市京東 社支○ 町園公東市連大 社本○

(MANTETSU)號略報電(番九一二連大)金貯替振